

武蔵村山市地域防災計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 武蔵村山市地域防災計画策定支援業務委託契約の相手方をプロポーザル方式により厳正かつ公正に選定するため、武蔵村山市地域防災計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(分掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 事業者の選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 危機管理担当部長
- (2) 委員 総務部長、総務契約課長、文書法制課長、職員課長、防災安全課長

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認められたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月2日から施行する。